

八尾市都市農業振興基本計画

魅力 観力 味力を体感！ あたらしい八尾の「農」ライフ

八尾市農業啓発推進協議会



あつまあ〜！
塩でゆでてる
はずやのに
あつまいわあ〜！

甘いから旨い！ 旨いから食べたい！
食べたら止まらない
八尾のえだまめは **今が旬!!**



令和3年（2021年）9月

八尾市

目 次

第 1 章	計画策定の基本的な考え方.....	1
第 2 章	都市農業を取り巻く状況.....	4
第 3 章	八尾市農業の現状と課題.....	8
第 4 章	八尾市がめざす都市農業.....	23
第 5 章	八尾市農業の将来像.....	24
第 6 章	振興施策と今後の取組み.....	25

第1章 計画策定の基本的な考え方

1. 背景

我が国の高度経済成長期（1954年～1970年）においては、多くの人々が地方圏から転出し3大都市圏へ転入しました。都市化の波が押し寄せる中で、昭和43年（1968年）には「新都市計画法」が制定され、三大都市圏や政令市において、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「市街化区域」と「市街化調整区域」との区分が義務化され、急速な都市への人口集中などへの対応を、新法のもとで秩序だった取組みがなされてきました。

しかし平成22年（2010年）以降、人口減少社会に転換し、都市部も拡大から縮小へ向かい、平成28年（2016年）総務省調査では全国の空き家率が13.5%と過去最高値となり、都市部では共同住宅等空き家の増加が顕著となる状況を受け、都市計画において都市農業・農地の位置づけが変化することとなりました。

そのような中、国では平成27年（2015年）4月「都市農業振興基本法」、平成28年（2016年）5月「都市農業振興基本計画」、平成29年（2017年）4月「生産緑地法等の一部改正法」が制定、施行され、都市部の農地（生産緑地）を「農地」「緑地空間」として活かす、農業振興策と環境整備の方向性が示されました。

2. 目的

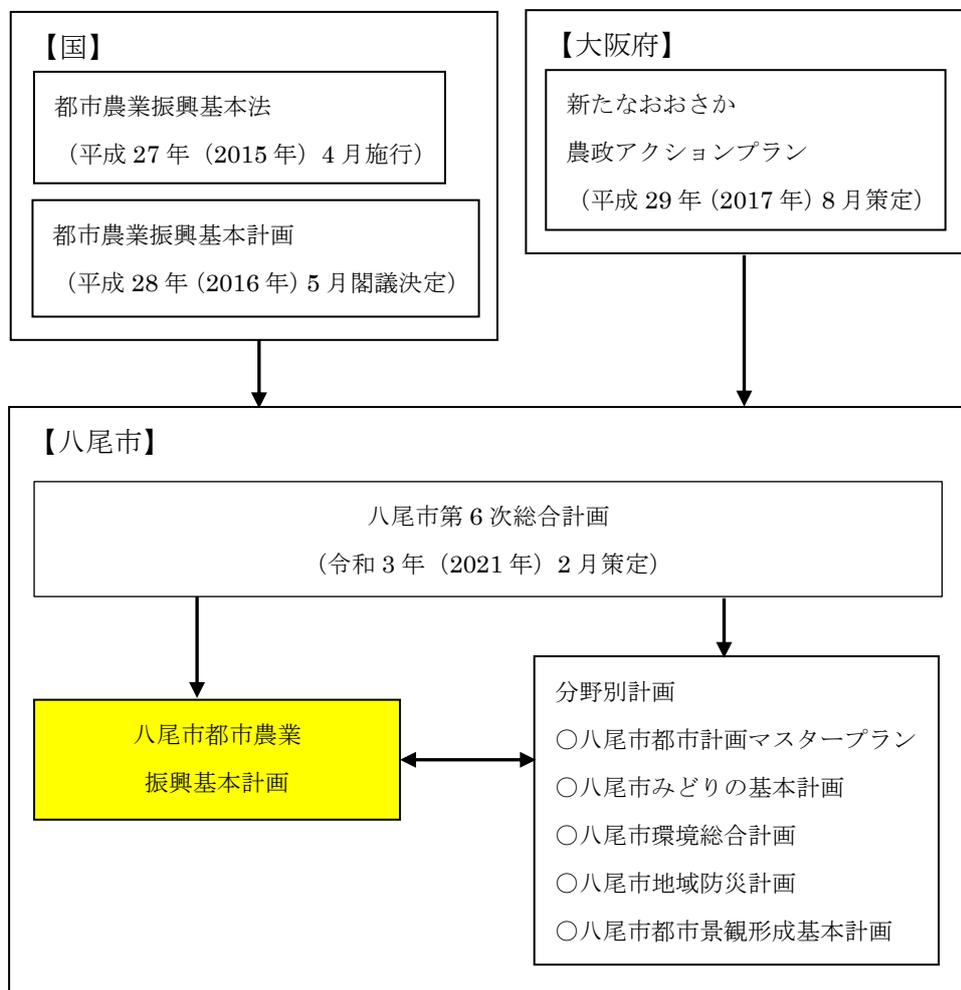
「都市農業振興基本法」において、その目的については第一条の、「この法律は、都市農業の振興に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的とする。」と明記され、国が示す「都市農業振興基本計画」においては「これからの都市農業の持続的な振興を図るための施策の総合的かつ計画的な推進を図る」と記されています。

このような国の目的に基づいて、八尾市においても都市農業の機能の公益性やあらたな振興策を広く「見える化」し、都市農業の振興と安定的な継続を図ることを目的として「八尾市都市農業振興基本計画」を策定するものです。

3. 位置づけ

本計画は、本市農業施策を推進するための最上位の計画であり、国、大阪府、農業団体における計画及び、市の最上位計画としての「八尾市第6次総合計画」や、それに基づく主要計画の「八尾市都市計画マスタープラン」と整合する関連分野の計画として位置づけ、「八尾市みどりの基本計画」「八尾市環境総合計画」「八尾市地域防災計画」「八尾市都市景観形成基本計画」等他の計画とも整合、調和を図り策定します。

八尾市都市農業振興基本計画の位置づけ



4. 計画期間

本計画につきましては、上位計画の「八尾市第6次総合計画」との整合を図りながら都市農業の振興等に関する総合的な施策を長期的視点で推進する観点から、計画期間を令和3年度（2021年）から令和10年度（2028年）の8年間とします。

なお、中間年度にあたる令和6年度において、本市の農業を取り巻く状況や新たな課題等を踏まえ、必要に応じて計画の中間見直しを行います。

第2章 都市農業を取り巻く状況

1. 国の動向

1) 都市農業振興基本法の制定

平成27年（2015年）4月に都市農業の安定的な継続を図るとともに、こうした多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的に「都市農業振興基本法」が制定されました。

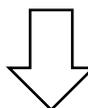
2) 都市農業振興基本計画

平成28年（2016年）5月には、都市農業振興基本法に基づき、「都市農業振興基本計画」が閣議決定されました。

本計画では、都市農地を農業政策、都市政策の双方から再評価し、これまでの「宅地化すべきもの」とされてきた都市農地を、都市に「あるべきもの」とすることを明確にしました。また、下記の「都市農業の多様な機能」の発揮を政策課題の中核に据え、都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針について、「担い手の確保」「土地の確保」「農業施策の本格展開」を掲げています。

都市農地の多様な機能

- ①農産物を供給する機能
- ②防災の機能
- ③良好な景観の形成の機能
- ④国土・環境の保全の機能
- ⑤農作業体験・学習・交流の場を提供する機能
- ⑥農業に対する理解の醸成の機能



機能発揮のための新たな施策

担い手の確保

土地の確保

農業施策の本格展開

2. 大阪府の動向

1) 「新たなおおさか農政アクションプラン」の策定

大阪府では、平成 29 年（2017 年）8 月に策定した「新たなおおさか 農政アクションプラン」を都市農業振興基本法に基づく地方計画と位置づけています。

同プランでは、将来像を「府民とともに未来へつむぐ豊かな『農』」としています。府民生活で農業・農空間が将来にわたって果たしていく役割に着目し、【しごと】【くらし】【地域】の 3 つのテーマとして、めざす方向性と 10 年後の姿を設定しています。

<テーマ>

1. 農業でかっこよく働こう！
－「重要な産業」としての大阪農業の振興－
2. 農でくらしを愉しもう！
－農を身近に感じ愉しめる機会の充実－
3. 農空間をみんなで活かそう！
－大阪農空間の多様な機能の発揮促進－

3. 都市農業の現状

～農林水産省 HP 「都市農業をめぐる情勢」より

1) 農業経営

全国の農地のうち、市街化区域内農地は 2%程度ですが、都市住民との距離が近いという立地を活かした農業を行うことで、都市農業の経営体数は全国の約 10%を占め、農業産出額は 7%となっています。

まとまった農地がないこと等から、個々の経営面積は一般的に小さいですが、温室等の施設を利用し年に数回転の野菜生産を行うことなどにより、販売金額が 500 万円以上の農業者も約 17%存在し、消費地での生産という条件を活かした都市農業が展開されています。

2) 全国と市街化区域の農業規模比較

① 経営体：

全国 137 万 7 千経営体中、市街化区域 14 万経営体
(約 10%)

② 農地面積：

全国 442 万 ha, 市街化区域 6.7 万 ha うち生産緑地 1.3 万 ha
(約 1.5%) (約 0.3%)

③ 農業産出額：

全国 9 兆 1283 億円、市街化区域 6229 億円
(約 6.8%)

3) 住民（消費者）や地方自治体の意向

都市住民を対象とした各種のアンケート調査※においては、都市農業の多様な役割を評価し、都市農地の保全を求める意見が多数です。

また、都市部市区町村（行政）を対象としたアンケート調査においては、人口密度が 1 km²あたり 5,000 人を超えるような大都市の自治体においては都市農地を保全すべきとの意向が顕著である一方、小規模な市町村においては、消極的な意見が多数です。

※各種のアンケート調査とは：農林水産省「都市農業に関する意向調査」及び「市街化区域内に農地のある市区町村の農政担当部局へのアンケート調査」

4. 都市農業の課題

～農林水産省 HP「都市農業に関する実態調査」より

1) 都市農家の経営

都市農家の個々の経営をみると、経営耕地面積が全国平均の約 60%であるなど一般に規模が小さく、販売金額についても「販売なし」又は「年間 100 万円未満」の農家が、全体の約 60%を占めています。

一方で、限られた農地を有効に活用して年間 700 万円以上の販売額を上げている農家も 7%を占めます。

農家所得に関しては、農業所得が約 25%、不動産経営所得が約 65%を占めており、不動産経営所得の割合が大きい傾向にあります。

2) 営農以外の要因

都市農家に対し、農業を続ける上での支障を尋ねたところ、約 60%強が相続税や固定資産税の負担が大きいことを挙げています。

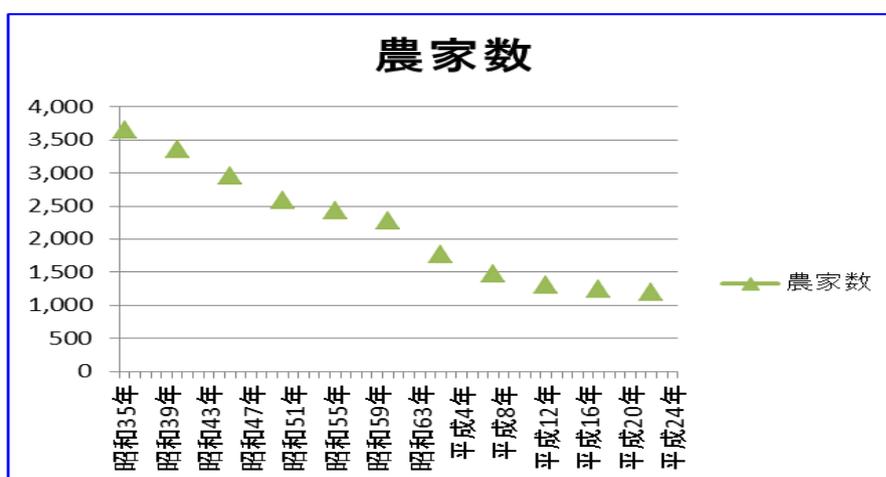
また、税制に関し、地方自治体や都市農家に改正要望を尋ねたところ、市街化区域内農地について相続税や固定資産税の軽減を求める意見が上位となりました。

第3章 八尾市農業の現状と課題

1. 八尾市農業の現状

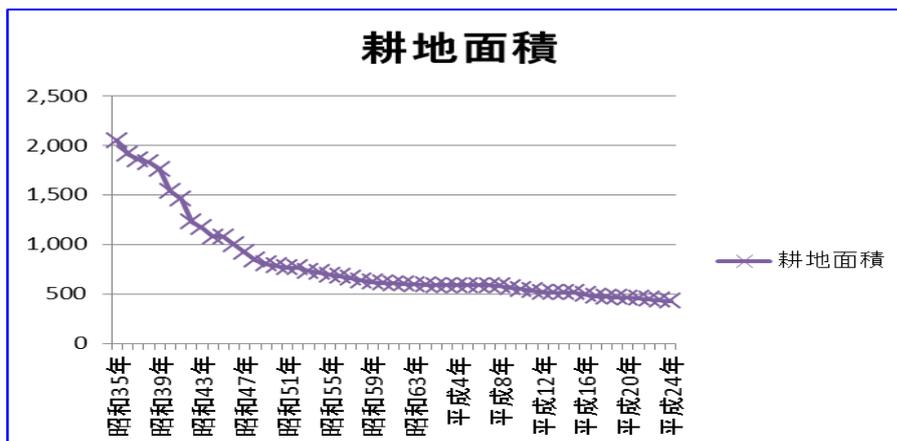
1) 農家数

本市の農家数は、農林業センサスによると、昭和35年（1960年）には3,652戸でしたが、昭和60年（1985年）には、2,027戸と約60%に減少し、平成27年（2015年）には975戸と約30%に減少しています。



2) 耕地面積

高度経済成長期の急激な人口・産業（工場等）の流入により、都市的利用に転用された結果、昭和35年（1960年）には2,050haあった農地は、平成27年（2015年）には455.7haと約20%に減少しています。



3) 八尾市農業の基本指標

農家数 975 戸のうち自給的農家が全体の約 70%、販売農家が全体の約 30%となっています。販売農家約 270 戸のうち専業農家が約 100 戸で兼業農家が約 170 戸となっています。

八尾市の農業の現状を示す基本指標

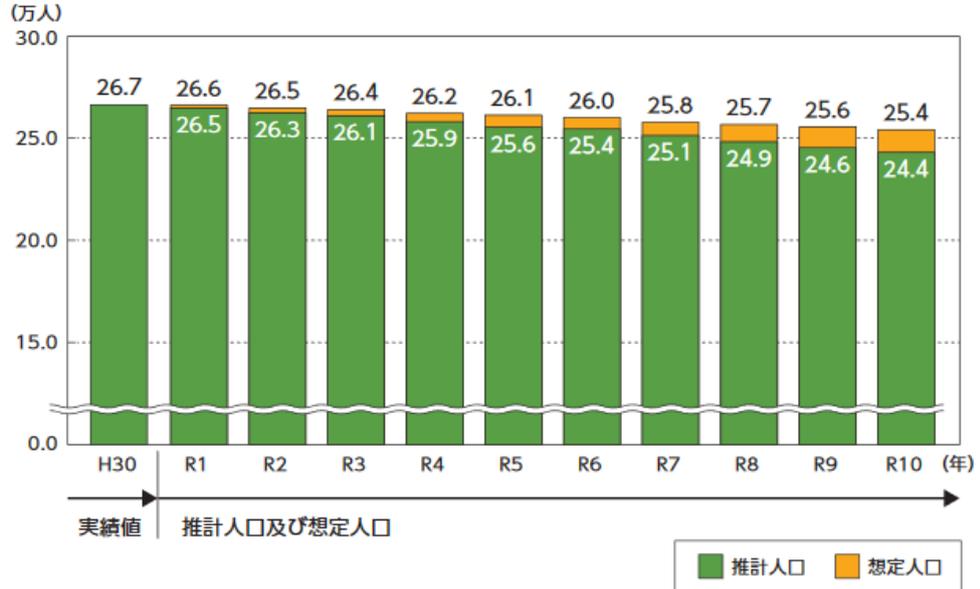
	単位	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)
総人口	人	276,664	274,777	273,487	271,460	268,800
65 歳以上の人口	人	31,608	40,782	52,505	62,524	72,703
総人口に占める割合	%	11.4	14.8	19.2	23.0	27.0
総世帯数	戸	96,971	101,670	105,746	108,704	110,414
農家戸数	戸	1,479	1,313	1,243	1,198	975
販売農家	戸	1,479	579	433	400	272
専業農家	戸	206	120	116	130	109
第 1 種兼業農家	戸	288	100	79	34	14
第 2 種兼業農家	戸	985	359	238	236	149
自給的農家	戸	—	734	810	798	703
農業就業者数	人	1,795	1,114	1,173	690	454
基幹的農業従事者数	人	—	612	504	478	324
65 歳以上の割合	人	—	301	263	290	204
	%	—	49.2	52.2	60.7	63.0
経営耕地面積	a	48,594	30,489	23,690	22,570	14,943
田	a	35,637	21,076	15,605	14,473	9,370
畑	a	9,732	7,308	7,091	5,905	4,784
樹園地	a	3,225	2,105	994	2,192	789
1 戸あたりの経営耕地面積	a	32.9	52.7	54.7	56.4	54.9

注：農業就業者数は、農林業センサスにおいて平成 7 年（1995 年）までは、全農家人口を対象に農業従事者数を調査していたが、平成 12 年（2000 年）以降は全農家人口のうち販売農家を対象にしている。

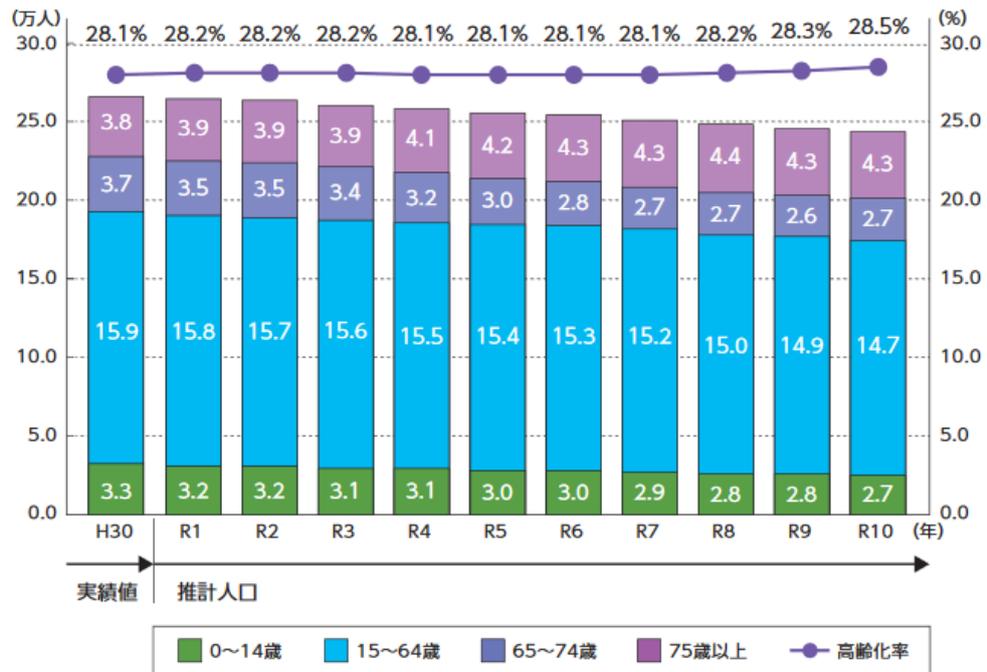
出典：国勢調査、農林業センサス

4) 参考：八尾市における人口動態

八尾市第6次総合計画における今後の本市の人口見通しは、年々減少が見込まれるとともに、さらなる高齢化の進行が予測されています。



<参考図1：八尾市第6次総合計画基本構想より推計人口及び想定人口>



<参考図2：八尾市第6次総合計画基本構想より推計人口と高年齢化率>

5) 八尾市農業の特色

～八尾市6次産業化推進戦略より

本市では、都市部にあるというメリットを活かし、消費者ニーズに対応した農作物の栽培が行われています。具体的には、平野部では夏はえだまめ、冬は八尾若ごぼうの生産が盛んであるとともに、軟弱野菜を中心とした多品種の野菜の栽培が行われています。



＜八尾のえだまめ＞ 大きく張った実と甘みの特徴



＜八尾若ごぼう＞ 八尾に春を呼ぶ野菜



<紅たて>



<軟弱野菜> 小松菜、キクナ等

また、神立、大窪を中心とする東部山麓は、菊、花桃、ケイトウ等の栽培が盛んな花の産地です。



<花卉・花木> 小菊、花桃、ケイトウ等



<山手の春の風景> (花桃)

本市農家は、「えだまめ」「八尾若ごぼう」「花卉・花木」「紅たで」「軟弱野菜」などの作物を特産物とし、戦略的に営農を行っておられます。

また、兼業農家を中心とした地元の直売所への少量出荷から、専業農家においては市場出荷から直販、ネット販売まで、様々な形の出荷形態をとり、地産地消から地産多消まで、日々の努力と工夫を重ねておられます。

なお、『令和元年度市民意識調査』より市民の市内の農地に対する期待をみると、「新鮮な農産物が購入できる」が46.4%で最も多く、次いで、「緑豊かな景観が確保できる」(37.8%)、「農産物が安く購入できる」(29.6%)などとなっています。また、八尾市の農業特産物をみると、その認知度は「若ごぼう」が84.5%で最も多く、次いで、「えだまめ」(68.7%)などとなっています。

図 市内の農地に対する期待(複数回答)

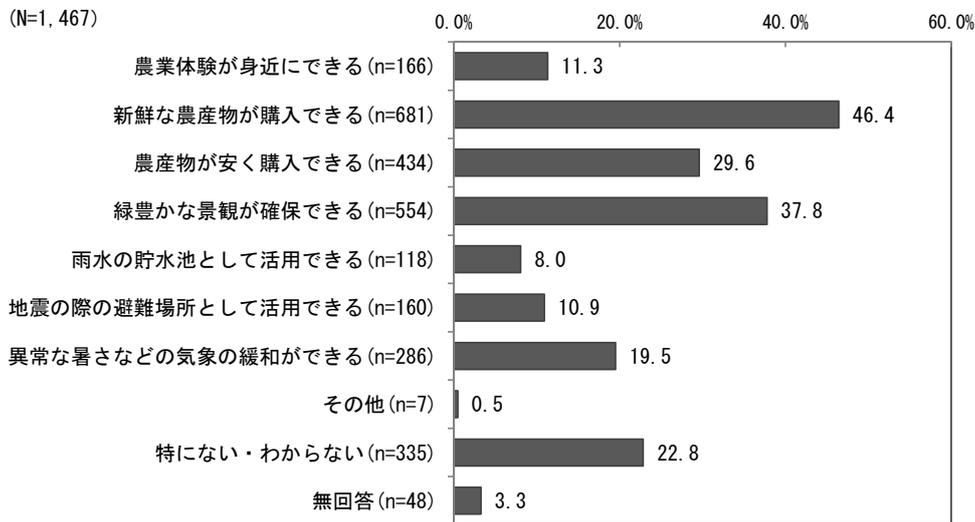
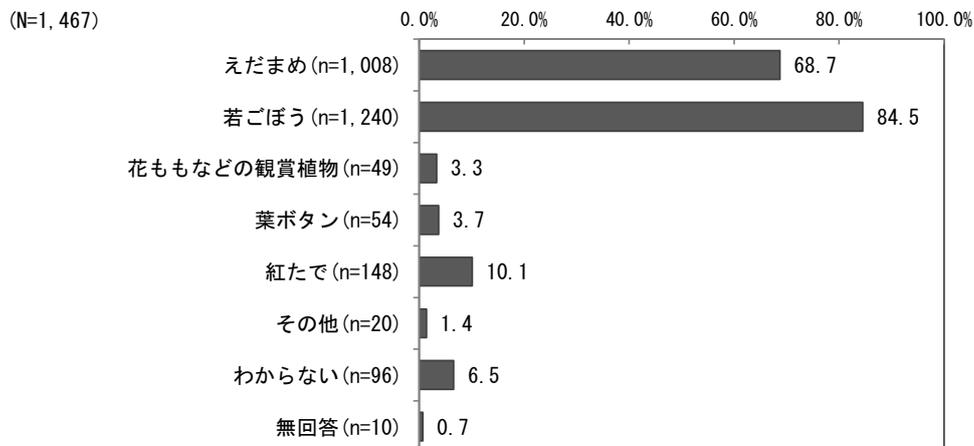


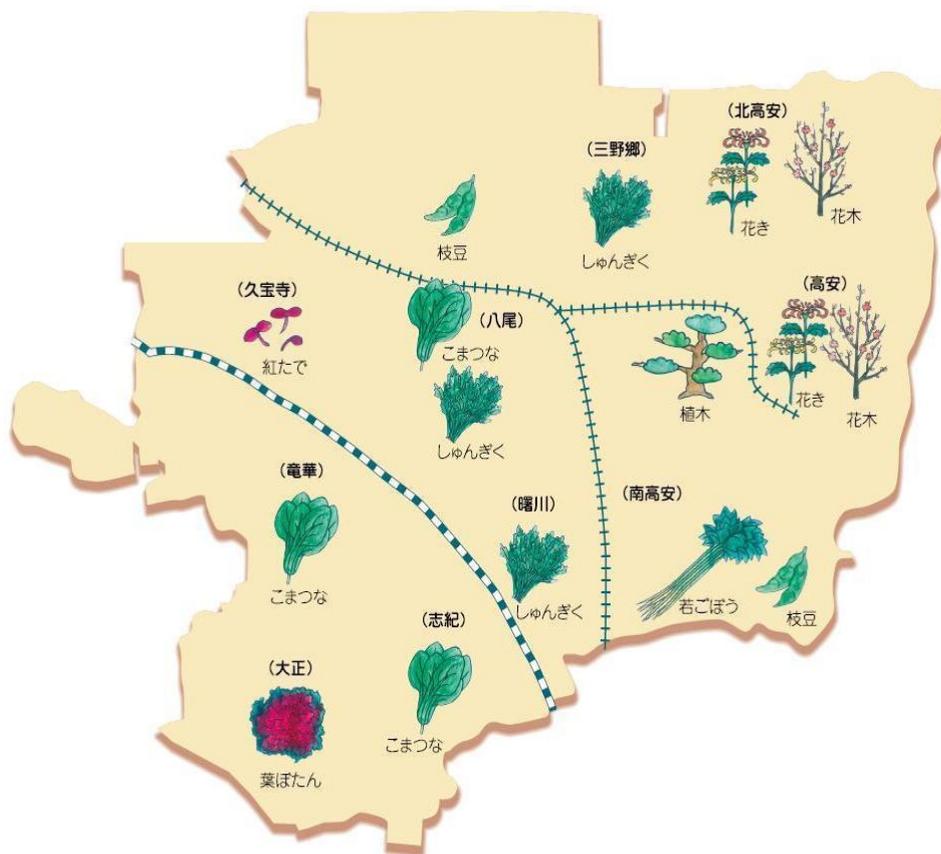
図 八尾市の農業特産物(複数回答)



八尾市産業振興会議の委員を中心に結成された「有志の会」による八尾のえだまめを使った「枝豆ビール」の開発や、大阪経済法科大学の学生が開発した「えだまめポップコーン」など、本市特産物を使った商品開発の動きは、地域全体に広がりつつあります。

また、令和元年（2019年）6月28日開催のG20大阪サミットにおいては、大阪迎賓館（大阪市中心部）で催された首脳夕食会で『八尾えだまめのタルト』が各国首脳に振る舞われ、宿泊されているお部屋にてお召し上がりいただく御菓子として、焼き菓子『八尾の枝豆クッキー』が提供されました。本市特産物は、八尾市内外にてその存在感を増してきています。

八尾の農業特産物分布図



2. 八尾市農業の課題

前述のとおり、農地、農家数が減少しています。後継者不足や、農業者の高齢化も課題となってきています。

本市農業は経営面積が比較的小さい農家によって近郊農業として存続してきましたが、近年輸送技術の発達による大生産地との価格競争にさらされています。また、地場の青果市場の廃業等により、出荷先が減少しています。

農業に関わる人・農地の減少をくい止めるべく、農業後継者や地域農業の担い手を確保し、新規就農者、認定農業者へと誘導することで、農地集積・集約化を図る必要があります。

また、地元農産物の学校給食での活用や市内直売所での販売等、地域内での生産と消費のつながりを強化し、さらなる地産地消の推進を図る必要があります。

大阪府及びJAグループと連携し、都市計画等と調和した農業振興施策を展開し、自立可能な農業を育成するとともに、消費者をはじめとした農に関心を示す人や小規模農家から専業農家まで農業を幅広く捉え、継続的に携わることが可能となるような仕組みづくりが必要です。

3. 八尾市の農業振興事業

農林水産省「都市農業振興基本法のあらまし」では、「都市農業振興基本法」第3条第1項で規定する都市農業の多様な機能について、6つの要素に分類しています。

- ① 新鮮な農産物の供給
- ② 災害時の防災空間
- ③ 良好な景観の形成
- ④ 国土・環境の保全
- ⑤ 農業体験・学習、交流の場
- ⑥ 都市住民の農業への理解の醸成

八尾市におけるこれまでの農業振興事業を、上記の6つの機能別に分類し、紹介します。

① 新鮮な農産物の供給

- ・ 農業啓発事業
八尾市直売所開設者連絡会の運営
- ・ 特産物ブランド化推進事業
八尾市花き園芸組合連合会の運営
- ・ 認定農業者支援事業
認定農業者支援
新規就農者支援
- ・ 有害鳥獣駆除対策事業
八尾市有害鳥獣被害対策協議会の運営



<地域の直売所>



<アライグマ・ヌートリア捕獲檻>

② 災害時の防災空間

- ・ 遊休農地の解消対策事業
大阪府農空間推進協議会

③ 良好な景観の形成

- ・ 農業啓発事業
フラワーファーム整備事業
- ・ 遊休農地の解消対策事業
農地バンク制度
(利用権設定等促進事業、都市農地の貸借の円滑化事業)



<市街化区域におけるフラワーファーム整備事業>

④ 国土・環境の保全

- ・ 農業啓発事業
大阪エコ農産物支援事業
- ・ 遊休農地の解消対策事業
大阪府農空間推進協議会
農地バンク制度
(利用権設定等促進事業、都市農地の貸借の円滑化事業)
- ・ 農業団体事業活動促進事業
農業用施設整備事業

ひと手間かけた
安全・安心の印



エコ農産物

大阪府認証

農薬・化学肥料

【5割減】

<エコシール>



<都市農地円滑化法による生産緑地貸借例（大阪府農業会議提供）>

⑤ 農業体験・学習、交流の場

・ 農業啓発事業

少年少女えだまめ農家

八尾・柏原 夏の味覚ツアー

子どもたちの八尾若ごぼう掘り取り会

えだまめ、八尾若ごぼう掘り取り収穫体験

葉ボタン寄せ植え体験

・ 高齢者ふれあい農園事業

高齢者ふれあい農園の整備、農園活動支援



<掘り取り体験>

⑥ 都市住民の農業への理解の醸成

・ 農業啓発事業

えだまめ・八尾若ごぼう試食販売会

駅構内での特産物販売（大阪メトロ八尾南駅、JR八尾駅）

八尾河内音頭まつりでのえだまめ・紅たで販売会

花卉・花木のPR展示（市役所、JR八尾駅）

セレッソ大阪八尾市民応援デー

八尾若ごぼう品評会&八尾野菜販売会

公用車マグネットシート（えだまめ、八尾若ごぼう、花卉・花木）

関係者及び一般客用の特産物啓発用物品、印刷物の作成、掲示

八尾特産物の情報サイト「八尾特産物 net.」の運営

マスメディアを利用した広報PR事業 etc

・ 地域食育PR事業

食育情報発信（「八尾スクール食育ネット」の運営等）

・ 小学校給食管理運営業務

市内の小学校給食での地場野菜を使用したメニュー提供

・ 中学校給食管理運営業務

市内の中学校給食での地場野菜を使用したメニュー提供



<駅構内での特産物販売>



<公用車マグネットシート>



<駅構内での花卉・花木のPR展示>

4. これまでの振興事業

農産物の啓発事業につきましては、大阪府中部農と緑の総合事務所、JAグループ、八尾市において「八尾市農業啓発推進協議会」を設置し、農業の育成とその役割を広く市民に知らせることを目的として事業を展開しています。ソフト事業をメインに販売、流通に重きを置いて充実を図っています。

事業の実施にあたっては、地元異業種企業とのコラボレーションによる垂直連携や、産官学による様々な催しを行っています。

大学への出前講座、若手クリエイターによる特産物啓発用物品のデザイン、大手コンビニエンスストアとの期間限定商品の開発、販売、市内食品加工会社との枝豆パック販売、市内菓子製造会社による特産物を用いた商品開発、市内交通機関との連携イベントなど、その取組みは多岐にわたります。

また、直売所支援や地域の子どもたちが参加できる掘り取りイベントなどを通じ、地域の消費者と農家とがつながる、「顔が見える農業」の構築を進めています。

そして、各イベント時には幅広い地域の地元農家から、食材の提供を含む協力を頂いています。



<特産物を利用した商品の一例>

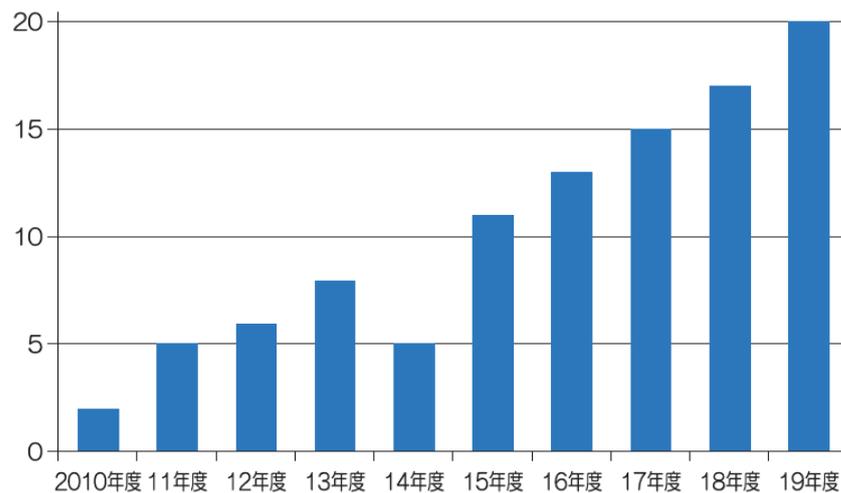


<出前講座の様子>

一方、景観、環境保全、防災といった「土地・空間」利用を主体とした事業につきましては、大阪府農空間推進協議会における情報共有が主体となっています。八尾市においては、関係部署により目的別に計画を持って、関係連絡調整会議等により情報共有し、八尾市総合計画を最上位として、八尾市都市計画マスタープラン、など主要下位計画と整合されて分野別に事業施策が展開されています。

また、平成 30 年（2018 年）より「八尾市農地保全三者会議」を設置し、JAグループを中心に農家との相談を行い、土地利用についての要望等を、当会議において協議しています。八尾市農地バンク制度を活用し、大阪府の中間管理事業や、八尾市の利用権設定等促進事業、都市農地の貸借の円滑化事業等、ケースバイケースのマッチングを行い、遊休化しつつある農地を「農地」として継続して利用できるよう、取組みを進めています。

八尾市農地バンク利用権設定件数



<農地バンク件数のグラフ（農業会議提供）>

いわゆる防災農地については、夜間照明が取りにくく、水路など付帯する設備のある農地が多くあることから、安全性や、必要性の観点から慎重に判断する必要があり、平成 30 年（2018 年）2 月には関係課と先進他市への聞き取り調査を行うなど研究を進めています。

第4章 八尾市がめざす都市農業

1. 八尾市がめざす都市農業

都市農業振興基本法第2条において都市農業の定義とは「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」です。八尾市は市街化区域と市街化調整区域に分かれ、生産の拠点は市街化調整区域が主となっています。

市街化調整区域では、農業者が農地や施設等を管理しながら生産し、出荷する昔ながらの営農スタイルが根付き、効率的経営のために複数の農業者で品種、土壌改良等を行い、販路拡大に向けたPRがなされております。このような市街化調整区域、いわゆる「その周辺の地域」における営農については、農業振興・啓発事業を今後とも充実させることで、農業の継続が可能となるものと考えられます。

一方、これまでは早期の宅地等転用を法律により余儀なくされてきた市街化区域においては、生産者団体も一部を除いては既に無くなっており、振興のアプローチについて、困難な状況となっています。

国では、生産緑地の当初指定から30年が経過し、一斉に土地を手放すといった、いわゆる2022年問題を回避するため、生産緑地法の一部改正を行いました。現場を預かる市町村において実務の対応をしておりますが、政策的に一步踏み込んで、土地の所有者が「緑を残したい、営農を継続したい」と思えるよう、「市街化区域内農地向けのあらたな農業振興策」を打ち出していく必要があります。

「八尾市農業の課題」にも前述するように、消費者をはじめとした農に関心を示す人や小規模農家から専業農家まで農業を幅広く捉え、継続的に携わることが可能となるような仕組みづくりのため、大きな目標を示すことも必要です。

八尾市の都市農業の魅力とは、都市空間の中で規模の大小にかかわらず農の多様性を発揮して、農産物や農に触れる機会、憩いを提供できることです。この都市農業の魅力を、市民を含む大勢の方々に知っていただき、享受していただけるようになることが、八尾市がめざす都市農業の形と考えます。

第5章 八尾市農業の将来像

1. 基本目標と基本方針

「八尾市第6次総合計画」における施策9「地域経済を支える産業の振興」に掲げるめざす暮らしの姿（基本目標）、基本方針に基づき、各事務事業を進めてまいります。

【基本目標】

特産物の認知度が上がり、農業者、市民が誇りを持って、生産し、賞味され、都市における農地の多様な機能が市民に理解されるとともに、効率的な農作業の確保と合わせて八尾のブランド力が市内外に定着しています。

【基本方針】

持続可能な世界を実現するための国際社会全体の開発目標（SDGs※）の理念を踏まえ、安全安心で新鮮な農産物を消費者に提供できるよう、特産物の魅力発信や生産者と消費者との交流、安定的な農産物供給を担う生産者団体等への支援、生産基盤整備を含め農地保全に向けた取組みを、計画的に進めます。

※SDGsとは：“Sustainable Development Goals”の略称で、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標のこと。

第6章 振興施策と今後の取組み

八尾市のこれまでの農業施策は、主として「八尾市農業基盤強化促進基本構想」に基づいて進めており、認定農業者等経営体関係の施策と、農地利用関係の施策を土台として、振興作物及び地産地消の推進として振興事業を展開してまいりました。

今般、国が定める都市農業振興基本計画では、都市農業の多様な機能の発揮のため、都市農業振興に関する新たな施策として、「担い手の確保」「土地の確保」「農業施策の本格展開」を掲げています。

八尾市の今後の振興施策の基礎を、上記の3つの施策に分類し、第6次八尾市総合計画における事業継続、統合の視点を加味しつつ、既存・新規の取組みを体系化し、取組んでまいります。

1. 担い手の確保

1) 農業者を支援します。

- a) 災害等から農業経営を守るため、農業共済組合事業を支援します。
(農業共済組合事業運営費負担金)
- b) 農地の水源を守るため、農業用施設の計画的な改修を支援します。
(農業用施設整備事業補助金)
- c) 地域農業の新たな担い手となる新規就農者を認定し、支援します。
(農業用施設整備事業補助金・農業次世代人材投資資金)
- d) 地域農業の新たな担い手として、他業種との連携を強化します。
(6次産業化・法人の農業参入支援等)
- e) 地域農業の担い手を認定農業者として認定し、支援します
(大阪版認定農業者支援事業)
- f) 田を収益性の高い畑に転作し、販売に取り組む農家を支援します。
(経営所得安定対策事業)

2) 農地を荒らす有害鳥獣対策を行います。

- a) 地域の猟友会と協力し、イノシシ捕獲檻を設置します。
(イノシシ捕獲業務委託)
- b) アライグマ、ヌートリアによる被害を受けている農業者に捕獲檻の貸し出しを行います。

2. 土地の確保

1) 遊休農地の解消等をめざします。

- a) 農地を貸したい人、借りたい人の情報の登録を進めます。
(農地バンク制度)
- b) 地主が安心して農地を貸せるよう、市やJAが間に入り、利用関係の調整を行います。
市街化調整区域の貸し借り(利用権設定等促進事業)
- c) 園主が主体的に開設するレジャー農園や、農業体験農園、市民農園等の開設を支援します。
(特定農地貸付事業・農業体験農園事業補助金)
- d) 防災空間としての農地利用につき、協議を進めます。
- e) 生産緑地の保全に努めます。
地主が安心して農地を貸せるよう、市やJAが間に入り、利用関係の調整を行います。
生産緑地の貸し借り(都市農地貸借円滑化事業)

3. 農業施策の本格展開

1) 八尾特産物のブランド化を推進します。

- a) 特産物のブランド化に取り組む農業者団体を支援します。
(特産物ブランド化推進事業補助金)
- b) 特産物振興に係る情報発信を強化します。

2) 市民の農業に対する親しみと理解を醸成します。

- a) 収穫体験や子供向け学習を行います。
- b) イベント等にて農業の情報に触れる機会を創出します。
- c) 市内直売所を支援し、地産地消を推進します。
- d) 農薬や肥料の使用量を抑えたエコ農産物の生産を支援します。
(大阪エコ農産物支援事業)
- e) 農業体験のできる農園の整備を支援します。
(農業体験農園事業補助金)
- f) 食育情報を発信します。
(八尾スクール食育ネット)
- g) 学校給食にて地場野菜メニューを提供します。
- h) 高齢者の生きがいや交流の場となるふれあい農園を整備し、農園活動を支援します。(高齢者ふれあい農園)

4. 推進体制

上記の 3 つの施策の推進に際しては、下記の協議体を通じて、農業者、団

体、企業、市民等、様々な立場の方々と情報を共有しながら緊密に連携してまいります。

- ① 八尾市経営・生産対策審査会
 - ・新規就農者、認定農業者計画審査運営

- ② 八尾市農業啓発推進協議会
 - ・農業啓発、エコ農業、販路開拓支援の協議運営
 - ・「農地保全三者会議」の運営

- ③ 八尾市農業再生協議会
 - ・経営所得安定対策事業

- ④ 八尾市エコ農産物協議会
 - ・エコ農産物生産計画認証、報告運営

- ⑤ 八尾市花き園芸組合連合会
 - ・市内花き農家団体への支援、研修、状況調査

- ⑥ 八尾市6次産業化推進協議会
 - ・6次産業化事業の推進

- ⑦ 大阪府農空間推進協議会
 - ・大阪府における農業関連の情報共有、協議会運営

- ⑧ 高安農空間づくり協議会
 - ・八尾市高安地区における農空間の活用取組み支援

- ⑨ 八尾市有害鳥獣被害対策協議会
 - ・有害鳥獣関連対策の協議、運営

- ⑩ 八尾市農業委員会
 - ・農地の権利移動許認可事務
 - ・農地利用の最適化

5. まとめ

都市における農業・農空間は、市民の暮らしや食生活に潤いや豊かさ、
ゆしみ、安心などをもたらす大切な八尾の資源です。

農業・農空間の多様な機能が発揮され、次世代へ繋いでいけるよう、行
政だけでなく、農業従事者や団体、企業、市民など様々な主体とともに本
計画を推進し、めざす暮らしの姿の実現に向け取り組みます。

八尾市都市農業振興基本計画

令和3（2021）年9月発行

発行 八尾市 魅力創造部 農とみどりの振興課

刊行物番号 R3-92

住所：〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号

電話：072-924-9864 FAX：072-924-0216

八尾市ホームページ：<https://www.city.yao.osaka.jp/>



